

宮崎県産水産物の輸出拡大支援業務企画提案競技 実施要領

1 目的

宮崎県産水産物の輸出拡大支援業務委託の受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

宮崎県産水産物の輸出拡大支援業務

3 委託内容

別添「委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から最長で令和9年3月19日までとする。

5 契約上限額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 支払方法

精算払とする。

7 委託業者の選定方法

企画提案書、見積書等の書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式とする。

8 参加資格要件

- (1) 法人の場合は、応募する対象国・地域に現地法人又は支店、パートナー企業等を有し、従事予定者は居住していること。個人の場合は、応募する対象国・地域に居住していること。
- (2) 水産物の輸出に関する知識を有し、業務経験が3年以上であること。
- (3) 応募する対象国・地域の状況を熟知しており、現地企業等との独自のネットワークを有していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 国税・都道府県税に未納がないこと。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

9 企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

10 スケジュール

- (1) 実施公告：令和8年8月24日(月)
- (2) 参加申込書、質問書 受付期限：令和8年9月4日(金)午後5時まで
- (3) 企画提案書、参考資料 受付期限：令和8年9月11日(金)午後5時まで（必着）
- (4) プレゼンテーション：令和8年9月15日(火)午後予定
- (5) 選定結果の通知：令和8年9月17日(木)以降

11 企画提案競技の方法

(1) 参加申込書、質問書の提出

① 提出場所

本要領15の書類提出先まで

② 提出期限

令和8年9月4日(金)午後5時まで

③ 申込方法

電子メールにて、参加申込書（様式第1号）及び質問書（様式第2号）を提出するものとする。

県が提出メールを確認後、受領の旨を応募者に電子メールで連絡するので、連絡がない場合は、電子メール又は電話で問合せを行うこと。

④ 回答方法

質問に対する回答は、県が質問を受理した日より原則3日以内（土日祭日を除く）に、質問者に対して電子メールで行う。ただし、企画提案の実施に影響のある事項であった場合については、応募者全員に電子メールで連絡する。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案競技参加申請書（様式第3号）

イ 会社概要（様式第4号）

ウ 企画提案書（A4版・様式は任意）

全体コンセプト、業務構成概要、業務実施イメージ等、事業計画書等

エ 見積書及び見積明細書

・各業務の積算内容が分かるように記載すること

・内訳は、税抜き表示を基本とする。

オ 誓約書（様式第5号）

② 提出場所

本要領 15 の書類提出先まで

③ 提出期限

令和 8 年 9 月 11 日(金)午後 5 時まで

④ 提出方法

電子メール、郵送又は持参での提出とする。

⑤ 作成に当たっての留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

12 企画提案の審査方法

企画書及び提案者からのプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画書について次のとおり、最も優れた提案を選定する。

(1) 日時 令和 8 年 9 月 15 日(火)午後(予定)

※ 具体的な時間割については、参加者毎に別途連絡する。

(2) 場所 宮崎県庁 1 号館 5 階 第 3 会議室(宮崎市橘通東 2-1 0-1)

※ オンラインでの参加も可とする。(Microsoft Teams を使用)

(3) 説明時間等

① 説明時間 20 分以内

② 質疑 10 分以内

③ 入替時間 5 分以内

(4) 実施方法

① 参加者は、提出した企画書の内容について説明する。

② 企画書の説明の後に、説明内容等について質疑を行う。

③ 審査会場の入場者は原則 1 提案者当たり 3 名以内とし、主たる説明者を 1 名、それを補佐する者を 2 名以内とする。

④ 審査基準は、宮崎県産水産物の輸出拡大支援業務企画提案競技審査基準書による。

⑤ 全プレゼンテーションの終了後、審査委員会において、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の委託候補者を決定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、メールで通知する。

通知後、宮崎県ホームページにて公表する。

13 契約の締結等

(1) 委託候補者と協議の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。)により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議のうえ変更する場合がある。

(2) 委託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(3) 契約手続に要する費用は、候補者負担とする。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

15 書類提出先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県 農政水産部 農業流通ブランド課 輸出・流通担当

E-mail : nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp

TEL : 0985-26-7126